

## 化学品・製品安全

～ ISO26000 7つの中核課題:環境 ～



### ▶ 基本的な考え方

事業活動の基本に据える「レスポンシブル・ケア(RC)基本理念」である「環境保全と安全・健康と品質の確保」に基づき、化学物質の使用および製品等への含有管理について社内規程を定めております。この規程は、化学物質の開発から製造・輸送・使用・廃棄の過程において、人の健康を損なうおそれ、または地球環境に影響を与えるおそれのある化学物質を自主的に管理することを目的にしております。

### ▶ 化学品管理

環境保全、保安防災、労働安全衛生・健康、製品安全の面から、開発段階、原材料の調達段階、製造段階、使用・廃棄段階で、化学物質の管理を実施しております。管理は、対象となる化学物質を、国内法規、海外法規および「グリーン調達」等の取引先から要請された管理物質を加えたものとし、「使用禁止物質」「排出制限物質」「製品等含有管理物質」の3区分に分類しております。

化学物質マネジメントは、化学品安全情報システム(SAP-EHS)を基盤としております。本システムでは、保土谷化学グループで取り扱う製品、原料および化学物質情報を一元管理しております。

また、国内外法規制への法適合確認、多言語でのSDS(安全データシート)や製品のラベル作成の自動化およびchemSHERPA(ケムシェルパ:製品含有化学物質の情報伝達共通スキーム)などの安全性情報の作成等、お客様に標準化された書式での情報提供を進めております。

### ▶ 化学品リスクアセスメント

保土谷化学グループは、事故・災害を防止するためのリスクアセスメントの実施手順およびその結果に基づくリスク低減対策実施手順を定め、リスクを明確に把握するとともに、的確に対策を実施することを目的とした「リスクアセスメント実施要領」を定め、定期的の実施してまいりました。

2016年度の労働安全衛生法改正に伴い、化学物質のリスクアセスメントの実施義務がSDSの交付義務のある物質に拡大されたことに合わせ、実施対象を「作業のリスクアセスメント」と「化学物質取り扱い作業のリスクアセスメント」の2種類に分類した改定を行い、従前以上にリスクの明確化と的確な対策の実施が図れるようにしております。

### ▶ グローバルな法規制対応

従来の米国TSCA、欧州REACH規則に加え、中国、韓国、台湾等アジア各国の法規制施行が近年活発になっております。

保土谷化学グループがグローバルに事業を展開していくため、海外の現地法人、駐在事務所との連携を密にするのみならず、さまざまな業界活動への積極的な参加等により各国の化学物質管理政策および法規制の最新動向を把握し、タイムリーな規制対応に努めております。

入手した各国の法規制情報とその対応については、保土谷化学グループ全体で共有を図っております。

### ▶ HACCP(ハサップ)を取り入れた衛生管理

「HACCP」は、「食品の衛生管理の国際標準」です。

一般衛生管理の着実な実施をした上で、使用原材料、製造方法に応じて、食中毒菌汚染、異物混入等の危険要因を把握し、食品衛生上問題がないレベルまでに除去または低減させるために、衛生管理計画作成が必要となります。

郡山工場では、食品添加物の過酸化水素と過酢酸をHACCP対応した衛生管理で製造しており、2020年度中に認証取得を予定しております。

衛生管理面でも信頼性を向上させ、製品群の高付加価値化を図り、お客様のニーズに応えてまいります。